水道事業指定給水装置工事事業者の指定の基準について

- 1 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者(厚生労働大臣より給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者)として選任されることとなる者を置いていること。
- 2 次の機械器具を有していること。
 - (1) 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具
 - (2) やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具
 - (3) トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用の機械器具
 - (4) 水圧テストポンプ
- 3 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア. 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生 労働省令で定めるもの
 - イ. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ. 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ. 指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
 - オ. その業者に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当 の理由がある者
 - カ. 法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるも の